

校長室からこんにちは

宇都宮市立清原中学校

[清原中学校ホームページではカラーでご覧いただけます。]



正門西のヒガンバナ

令和4年10月4日

No. 7 文責：東原定雄

生徒会による「いじめ根絶集会」が開かれました。

9月はいじめゼロ強調月間ということで9月22日（木）に「いじめ根絶集会」が行われました。5月のいじめ根絶集会では各学級で考えたスローガンが発表されましたが、今回は生徒会、各種専門委員会が中心になって実施されました。

それぞれの委員会が安心安全な学校づくりに向けて様々な活動を行うことで、生徒が主体となっていじめを根絶していこうという取組です。学年委員長の3年岩月絢咲さんがいじめ根絶宣言を読み上げた後、各委員会の発表がありました。

最後に私から「いじめ根絶に向けた皆さんの様々な取り組みを全面的にサポートする。」「いじめは絶対許さない。」「皆さんが安心して生活できる学校をつくっていきましょう。」と話しました。集会後、各学級では学級担任から改めて担任の言葉でのいじめ根絶の話がありました。

いじめ根絶宣言

①私たちは、
いじめをしません。

だから、相手の気持ちを
考えて行動します。

学年委員会

【取り組み内容】

- ・「ちくちく言葉」を使わないよう呼びかけを強化
- ・「ふわふわ言葉」の推進

保健体育委員会

【取り組み内容】

- ・差別や偏見のゼロを目指すため、コロナ予防の呼びかけの推進

せせらぎ学級 校外学習で友達と協力し、楽しく学んできました！

せせらぎ学級の生徒たちが、9月29日（木）に大谷資料館と栃木県庁へ校外学習に行きました。宇都宮の文化遺産や自然と触れ合い親しむことや、公共交通機関の利用や生活に必要なことを自ら進んでできるようにすることが目的です。宇都宮駅で乗り換えのバス乗車場を探したり、大谷資料館の地下空洞で、他の観光客に配慮して小さな声で場所を確認しながら移動したりと、皆素晴らしい態度で活動していました。



大谷資料館の地下空洞



県庁 昭和館（移築された昔の県庁）

立会演説会・選挙で後期生徒会長、副会長が決まりました。



3年生の投票の様子（宇都宮市選挙管理委員会から投票箱と記載台をお借りしています。）

9月30日（金）に後期生徒会役員選挙を行いました。2年生6名と1年生6名が立候補し、テレビ放送で行った立会演説会では、立候補への思いや公約について、熱く訴えました。どの演説も時間をかけて熟考した内容で、学校や生徒全体についてよく考えたものでした。

当日の選挙の結果、会長は2年生の飯尾有さん、副会長は2年生の勝田奏さん、山田優弥さん、1年生の田崎彩奈さん、齋藤蓮音さんとなりました。10月7日（金）に任命式を行い、2学期から新体制で活動を始めます。

清原中学校地域協議会 授業参観・給食試食会 10/3（月）

地域協議会には、本校をよりよい学校にするための改善点などについてご意見をいただいています。今回は5名の委員さんに授業参観と給食試食をしていただきました。

委員さんからは、「多くの生徒が挨拶をしてくれて素晴らしい。」「真面目に授業を受けている様子が見られた。」「掃除がよくできている。階段がきれいだった。」「おいしい給食。食べたことのないメニューがあってよかった。」などのご意見をいただきました。ご意見を踏まえ改善を図ってまいります。



試食会の様子

自転車事故ゼロを目指して 交通安全教室（9/28）

清原中の全生徒が、加害者・被害者にならないように
今年度は、宇都宮市の生活安心課の協力を得て、あいおいニッセイ同和損保の小西様にお話をいただきました。

基本的なこととして、自転車は道路交通法では自動車と同じ“車両（正確には軽車両）”なので、車と同じように法律で交通ルールが定められているという話がありました。更に、自転車安全利用五則、具体的な事故例、学校周辺の道路状況などの説明がありました。

自動車もそう簡単には止まりません。止まってくれると思っていても、止まるとは限りません。

今回の学びをきっかけとして、自らが危険を予測し、回避するなど、自分の命を守り抜くための行動力を身に付けるきっかけにしてほしいと願っています。

交通ルールは「命のルール」

自転車安全運転講習会

自転車は車両です
でも「**自ら転ぶ車**（乗り物）」です

2. 自転車安全利用五則（自転車運転の基本）

（平成19年7月10日付 中央交通安全対策会議 交通対策本部 決定事項）
国及び地方公共団体が自転車の安全利用を促進するための広報啓発に活用

- （1）自転車は、車道が原則、歩道は例外
- （2）車道は左側を通行
- （3）歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- （4）安全ルールを守る
- （5）子どもはヘルメットを着用



通知表の評価・評定について

中学校学習指導要領に基づいた評価・評定についてご説明します。
小学校では、観点ごとの評価はA, B, C, 評定は3, 2, 1でしたが、中学校は以下のようになります。

通知表の「評価」は、教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価して3段階で区分したもの

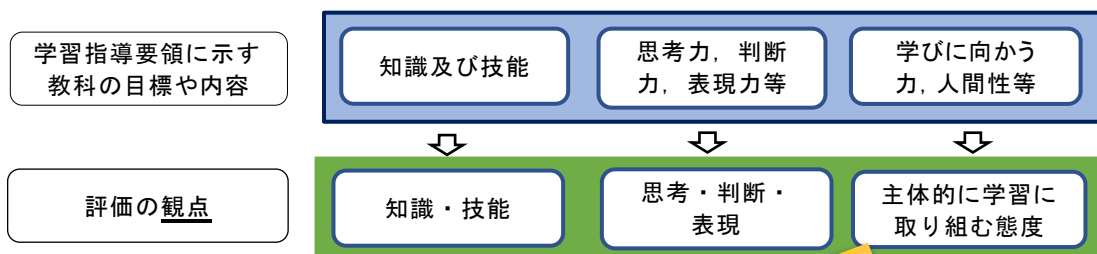
「十分満足できる」と判断されるもの…A

「おおむね満足できる」と判断されるもの…B

「努力を要する」と判断されるもの…C

Bは、学指導要領に書かれた内容が「おおむね満足できる」程度に身に付いていることを表します。

学習指導要領の「目標及び内容」と「評価の観点」の関係



「主体的に学習に取り組む態度」の評価とは
目標の達成に向けて粘り強く学習に取り組む中で、自分自身の学習状況を把握し、学習方法を工夫するなどの自己調整を行いながら学習しようとしている状況を評価します。

通知表の「評定」は、教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとの評価を踏まえ、総合的に評価して5段階で区分したもの

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」と判断されるもの…5

「十分満足できる」と判断されるもの…4

「おおむね満足できる」と判断されるもの…3

「努力を要する」と判断されるもの…2

「一層努力を要する」と判断されるもの…1

3は、教科の目標を「おおむね満足できる」程度に達成していることを表します。

「評価」で、具体的にどのような姿を見取るのかということについては、通知表の「学習の記録」欄の「観点の内容」に記載しますのでご確認ください。

通知表の「学習と生活の所見」について

夏休みの三者懇談等でお伝えしたとおり、懇談等で保護者の方にお子様の様子を直接お伝えすることから、今年度より1学期の通知表の「学習と生活の所見」は記載しないこととしました。なお、夏休み以降のお子様の生活の様子についてお聞きになりたい方は、学級担任にご連絡ください。

